

川崎市交通局規程第8号

川崎市交通局聴聞等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
。

令和8年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局聴聞等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局聴聞等に関する規程（平成6年交通局規程第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第1項中」を「第2条第3項中」に改める。

附 則

この規程は、令和8年5月21日から施行する。